

「ご予約前に確認しておくこと」

■入校資格

- 1.無免許運転があった場合や免許取消の方は必ずご連絡ください。免許取得・入校が出来ないことがあります。
- 2.身体の障害や一定の症状を呈する病気等による症状の為、自動車等の安全な運転に支障のある方は、事前に適性相談を受けてください。

※適性相談を受けた日時、担当者名等を控え、入校受付時にお持ちください。

■スケジュール表の選び方と注意（短期プランの場合）

- 1.修了検定日に満 18 歳であることが必要です。
 - ・誕生日前に入校を希望される方は、修検(修了検定)の日程にご注意ください。
- 2.入校日から卒業予定日まで毎日教習が入っています。
 - ・ご自身の予定を確認してからご予約ください。
- 3.キャンセル待ちによる乗車は出来ません。スケジュール通りにお越しください。
- 4.スケジュール表は「本予約時」にお渡しします。

■未成年者のお客様へ

未成年のお客様のお申し込みは、親権者の方の同意が必要となります。お申し込み時に緊急連絡先へ入校同意確認を行った、親権者の方の情報をご入力ください。

虚偽の報告をした場合は、発覚した時点で退校となります。

※キャンセルに規定に基づき返金となります。

適性相談、病気の症状等に関する質問票について

適性相談を行っております。(事前にお問い合わせください)

免許の欠格事由が見直されました。平成 13 年道路交通法改正により、これまで、精神病、てんかん等のかかっている方に対して運転免許が取得できない(受験資格もない)

としていた欠格事由が廃止され、運転免許を受けようとする方が、自動車等の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断することとなりました。

具体的には、試験に合格しても、一定の病気等にかかっており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある方の場合には、道路交通の安全確保の観点から、運転免許が取得できない場合もあります。(詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。)

病状等をお伺いいたします。運転免許申請や更新申請時に、以下のような申請書の項目について記載をお願いすることとなります。

この項目に回答する方、あるいは、自動車等の安全な運転に支障があると思われる方に対しては、職員が病状等について具体的にお話を伺うこととなります。(プライバシーの保護には十分配慮いたします。)

- ・病気を原因として又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方。
- ・病気を原因として発作的に身体の全部または一部のけいれん又は麻痺を起こしたことのある方。
- ・十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週に 3 回以上ある方。
- ・病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方。

運転適性相談窓口への相談をお待ちしています。

公安委員会においては、運転適性相談窓口を開設し、上記のような病気にかかっている場合を含め、運転免許の取得や更新が可能かどうかについての

相談を受け付けています。運転免許を取得しようとお考えの方は、運転免許の申請や指定自動車教習への入所等を行う前に相談していただくことをお勧めします。

【連絡先】

茨城県警察本部運転免許センター 運転相談窓口

Tel029-293-8811 〒311-3197 茨城県東茨城郡茨城町長岡字矢頭 3783-3

受付時間：毎週月曜日から金曜日(祝休日を除く)午前 9 時 30 分から午前 11 時まで、午後 1 時から午後 3 時まで

運転適性相談(一定の病気)

運転適性相談(身体の障害)

病気の症状等に関する質問票について

平成 25 年 6 月に公布された道路交通法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 43 号)により、平成 26 年 6 月 1 日から、免許申請書(仮免許に係る免許申請書を含む。)を

提出しようとする者に対し、そのものが道路交通法第 90 条第 1 項第 1 号から第 2 号までのいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、

質問票(道路交通法施行規則別記様式第 12 の 2(第 18 条の 2 の 2、第 29 条の 2 関係))を交付することとなりました(道路交通法第 89 条第 2 項)。

そのため、仮免許・本試験申請時には、これらの質問事項についての回答が必要となり、質問票に虚偽の記載をして提出したときには罰則が適用されます。

また、道路交通法第 90 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに該当するものについては、免許の拒否・保留の対象となり、本免許を受けたとしても取消・停止の対象となります。

【土浦自動車学校ご利用のお客様】

■送迎についてのご注意

早朝通学有(8:00～)の日程の方は、送迎にご注意ください。

・ご利用には前営業日の締め切り時刻までのご予約が必要となります。

・8:00(1 限)に間に合う送迎ポイントは、下記のみとなります。

○つくば方面(ホテル日航つくば、ローソンつくば天久保三丁目店、ウエルシアつくば桜店)

○阿見方面(ヤックスドラッグ阿見店、ファミリーマート阿見湖南店、セブンイレブン阿見寺子店)

○土浦方面(荒川沖駅西口)

※牛久方面の方は、ご自身でご来校頂くか、荒川沖駅からの送迎となります。

■教習は決められた教習スケジュールに従って受講していただきます。

1.以下の場合、卒業が大幅に遅れます。また決められた教習スケジュールとは別に教習を受けて頂きます。

①決められた教習スケジュール通りに教習を受けなかった場合

②教習手帳、仮運転免許証、運転免許証(お持ちの方)を忘れた場合や条件違反(メガネ、服装等)により教習や検定が受けられなかった場合

③お客様都合によるキャンセル及び遅刻があった場合

④検定や仮免学科試験で不合格となった場合

⑤悪天候等によるやむを得ない事情により教習が出来なくなった場合

2.上記の事由により決められた教習スケジュールを受けられなかった場合、ベーシックプランまたはマイスケジュールプランに変更の上、教習を継続していただくことが出来ます。

※マイスケジュールプランに変更した場合、卒業予定日は当初の予定より大幅に遅れます。特にシーズン期間(1~3月、7~9月)は、例年予約が大変混雑するため、当初の卒業予定日より6週間以上卒業が遅れることが予想されます。あらかじめご了承ください。

※卒業予定日の遅れの目安は次の通りです。

1~3月、7~9月：6週間以上／4~6月、10~12月：2週間以上

※混雑状況によって先述の期間は前後いたします。ご了承ください。

【上筑波自動車学校ご利用のお客様】

1.以下の場合は、ベーシックプランまたは、マイスケジュールプランに変更となります。また、その場合の差額の返金はいたしません。

①決められたスケジュールをお客様都合により2回キャンセルされた場合。

※1日に教習が2時限入っている場合は、キャンセル2回分となります。

※連絡なしでのキャンセルはキャンセル料が発生します。

②教習手帳、仮運転免許証、運転免許証(お持ちの方)を忘れた場合や条件違反(メガネ、服装等)により教習や検定が受けられなかった場合。

③送迎・教習の連絡なしキャンセルや遅刻をし、教習を受けることが出来なかった場合。

※送迎の遅延を除く。

④のりこし(延長教習)が3時限となった場合。

⑤仮免学科試験・修了検定・卒業検定のいずれかが不合格となった場合。

⑥教習所が指定した期間(入校から2ヶ月)を超えた場合。

2.以下の場合は、卒業予定が大幅に変更となる場合があります。

①悪天候(降雪・大雨・雷・台風等)や新型コロナウイルスの影響等のやむを得ない事情により、教習が出来なくなった場合。

②お客様の都合により、教習をキャンセルした場合。

【茨城県西自動車学校ご利用のお客様】

1.以下の場合は、卒業が大幅に遅れます。また決められた教習スケジュールとは別に教習を受けて頂きます。

①決められた教習スケジュール通りに教習を受けなかった場合

②教習手帳、仮運転免許証、運転免許証(お持ちの方)を忘れた場合や条件違反(メガネ、服装等)により教習や検定が受けられなかった場合

③お客様都合によるキャンセル及び遅刻があった場合

④検定や仮免学科試験で不合格となった場合

⑤悪天候(降雪・大雨・雷・台風等)や新型コロナウイルスの影響等のやむを得ない事情により、教習が出来なくなった場合。